

## 第6章 都市づくりの方針

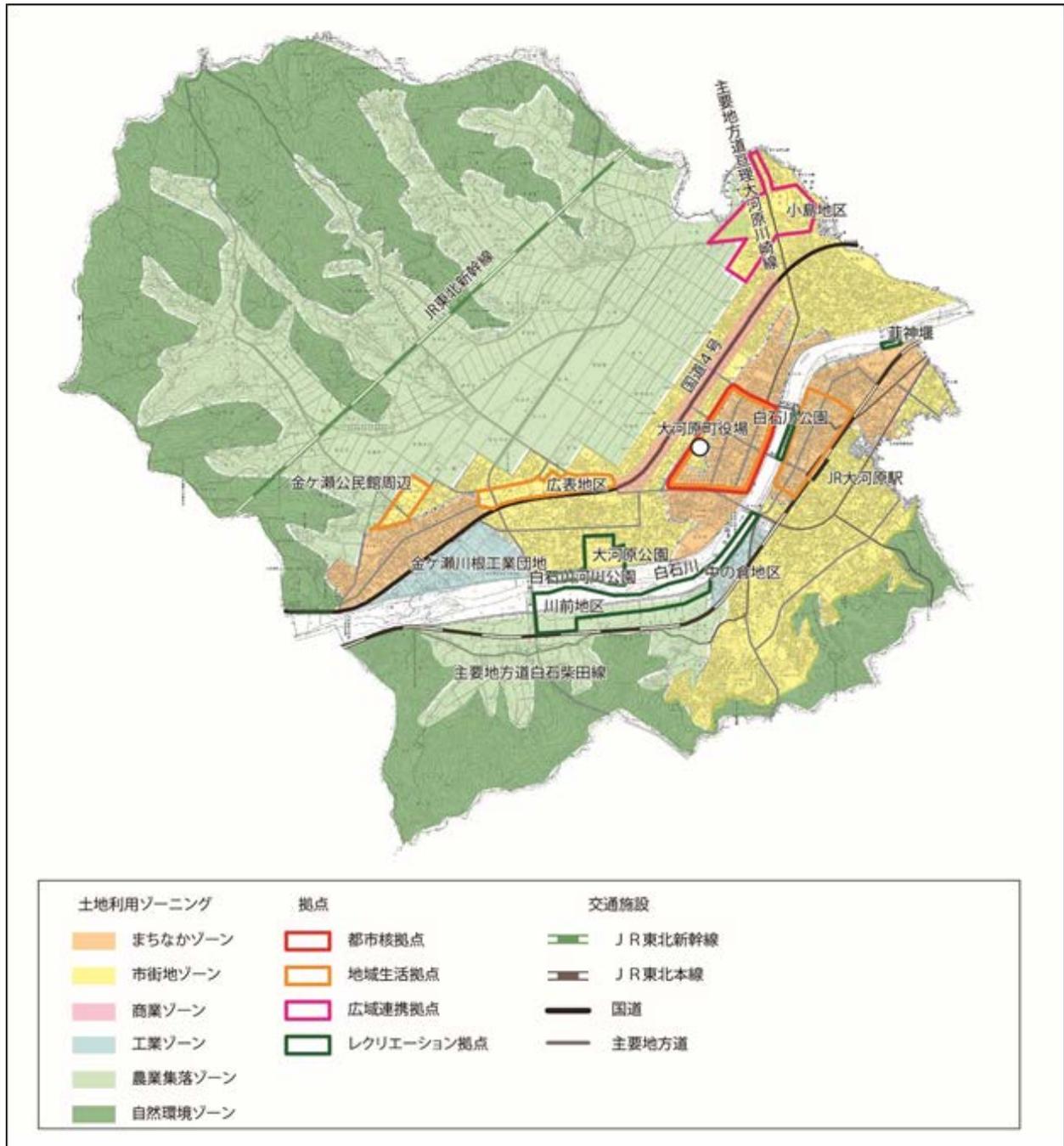
## 1. 土地利用の方針

既存の土地利用や用途地域指定状況、各種法規制状況から、各ゾーンについて拠点となる場所とその他の場所におけるそれぞれの土地利用配置方針を整理します。

表6-1 土地利用の方針

| ゾーン・位置  |                            | 土地利用配置方針  |
|---------|----------------------------|---|
| まちなかゾーン | 都市核拠点<br>地域生活拠点<br>(町役場周辺) | <ul style="list-style-type: none"> <li>本町全域の居住者を対象とした行政機能、医療・福祉施設、生活利便施設の集積を図るとともに、コミュニティ施設の機能強化を図ります。</li> <li>川西地区の居住者が利用する生活サービス機能やコミュニティ施設の機能強化を図ります。</li> </ul>              |
|         | 地域生活拠点<br>(大河原駅周辺)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生・高齢者等の公共交通利用者や川東地区居住者が利用するコミュニティ施設の機能強化を図ります。</li> </ul>   |
|         | その他の場所                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>低・未利用地や空き家の活用により、定住人口確保の受け皿となる住宅用地を確保します。</li> </ul>   |
| 市街地ゾーン  | 地域生活拠点<br>(広表地区)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活利便施設の更なる集積を図ります。</li> </ul>  |
|         | 地域生活拠点<br>(金ヶ瀬公民館周辺)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ施設の機能強化を図ります。</li> </ul>   |
|         | 広域連携拠点<br>(小島地区)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>仙南広域圏を対象とした文化機能や事務機能、大規模医療・福祉等の共同設置、維持・更新を図ります。</li> </ul>   |
|         | その他の市街地                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>低・未利用地や空き家の活用により、定住人口確保の受け皿となる住宅用地を確保します。</li> </ul>   |
| 商業ゾーン   |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>本町全域や仙南広域圏の自動車利用者を対象とした大規模な商業店舗の更なる立地を推進します。</li> </ul>  |
| 工業ゾーン   |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の工場、事業所を中心とした土地利用の維持を図ります。</li> </ul>  |
| 農業集落ゾーン | レクリエーション拠点<br>(川前地区)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>レクリエーション拠点と一体となって地域農業の魅力を発信するとともに、河川と農村の一体的な景観を楽しむことができる交流機能を配置します。</li> </ul>   |
|         | その他の場所                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>農地集積による農業規模の拡大を推進します。</li> <li>農業集落の居住環境の維持・向上を図ります。</li> </ul>  |
| 自然環境ゾーン |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>森林については、適切な保全を図ります。</li> <li>散策路等の整備や維持管理により、レクリエーション機能を強化します。</li> </ul>  |
| 白石川     | レクリエーション拠点                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>白石川河川公園や隣接する大河原公園において、既存のレクリエーション機能の維持・強化を図ります。</li> <li>蔵王連峰への眺望が特に優れている葦神堰や、大規模な平場空間を確保可能な川前地区河川敷空間においては、レクリエーション空間の整備を検討します。</li> </ul> |
|         | その他河川敷空間                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>レクリエーション拠点間を繋ぐ歩行者・自転車の移動空間としての機能を高めます。</li> </ul>  |

図6-1 土地利用配置方針図



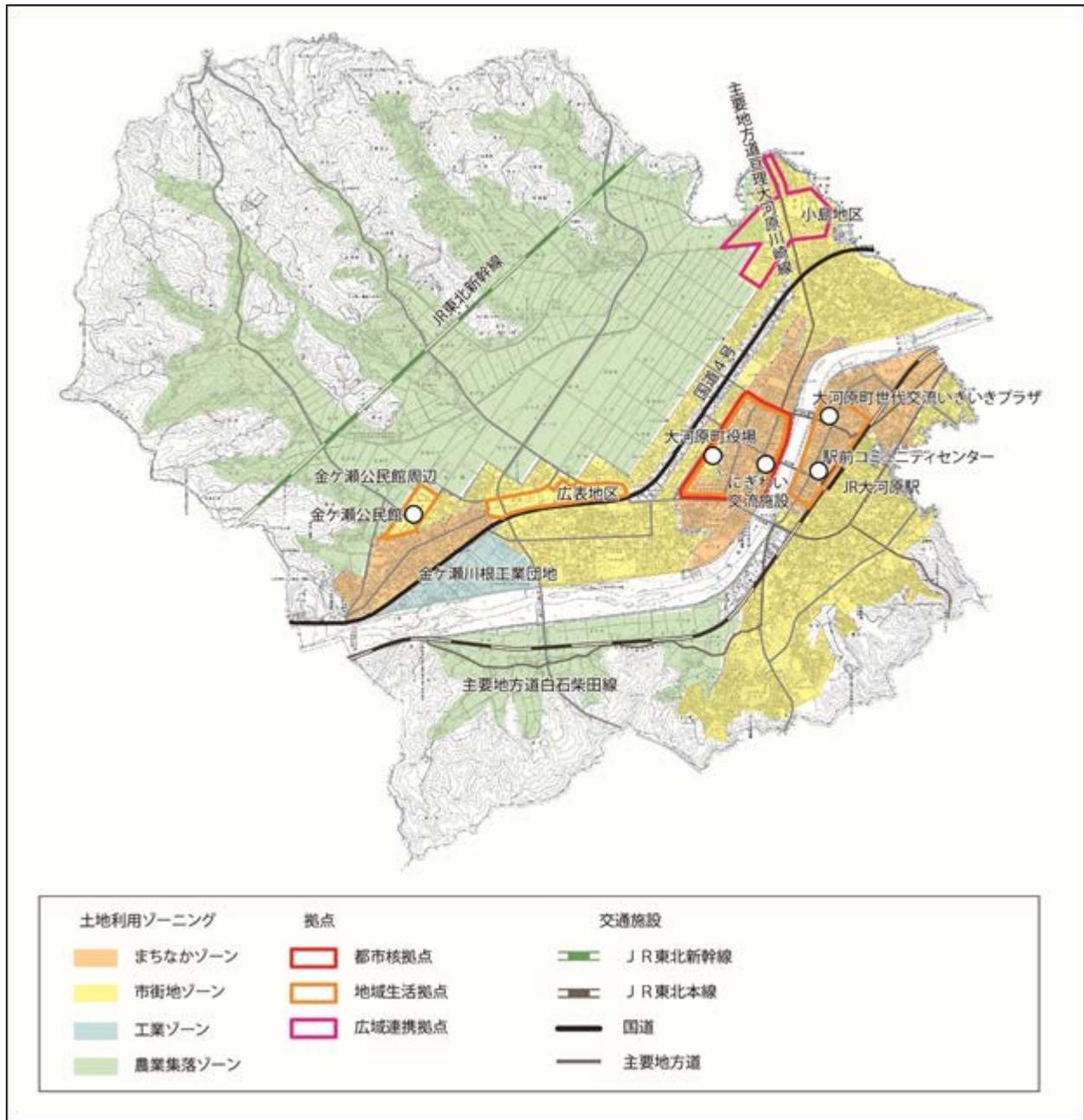
## 2. 市街地整備および保全の方針

「まちなかゾーン」、「市街地ゾーン」、「工業ゾーン」および「農業集落ゾーン」の整備方針を整理します。

表6-2 市街地整備及び保全の方針

| ゾーン・位置  |                            | 市街地整備方針   |
|---------|----------------------------|---|
| まちなかゾーン | 都市核拠点<br>地域生活拠点<br>(町役場周辺) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J R大河原駅前や既存の商店街では、道路空間の修景整備を行うとともに、低・未利用地を活用し、にぎわい創出のための空間整備を行います。</li> <li>・ にぎわい交流施設や駅前コミュニティセンター、世代交流いきいきプラザの周辺においては、利用者がアクセスしやすいよう道路環境の向上や周辺における駐車場の整備を検討します。</li> </ul> |
|         | 地域生活拠点<br>(大河原駅周辺)         |   |
|         | ゾーン全般                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狭隘道路の改良や街路灯の設置を推進し、日常の安全性や災害時の速やかな避難経路を確保します。</li> <li>・ 豪雨時に冠水する生活道路については、優先順位を定め冠水の解消に努めます。</li> </ul>   |
| 市街地ゾーン  | 地域生活拠点<br>(広表地区)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種生活利便施設や金ヶ瀬公民館の周辺道路については、利用者がアクセスしやすいよう道路環境の向上や周辺における駐車場の整備を検討します。</li> </ul>   |
|         | 地域生活拠点<br>(金ヶ瀬公民館周辺)       |   |
|         | 広域連携拠点<br>(小島地区)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道4号および主要地方道互理大河原川崎線から各種施設へのアクセス性向上を図ります。</li> </ul>   |
|         | ゾーン全般                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区画整理事業によって整備された住宅地や丘陵地の住宅地においては、整然とした住宅地環境維持のために、コミュニティによる植栽活動の促進について検討します。</li> </ul>   |
| 工業ゾーン   | 金ヶ瀬川根工業団地                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金ヶ瀬川根工業団地の未利用地の活用、既存工場エリアの環境保全を図ります。</li> <li>・ 未利用地を活用するために、工業団地内の基盤整備の推進について検討します。</li> </ul>  |
| 農業集落ゾーン | ゾーン全般                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営農環境や自然環境との調和に配慮した集落環境の維持・整備を図ります。</li> <li>・ 人口減少や高齢化の進展に配慮し、地域コミュニティの維持・向上に向けて集会所の適正な維持管理や周辺環境の整備を図ります。</li> </ul>   |

図6-2 市街地整備及び保全の方針図



## 3. 交通施設整備・保全および見直し方針

## (1) 道路

## 1) 主要幹線道路

- ・ 県内外または仙南広域圏を繋ぐ道路を「主要幹線道路」と位置づけます。
- ・ 概成済路線および未整備都市計画道路については、「都市計画道路見直しガイドライン（改定版）（平成30年3月宮城県土木部）」に基づき、見直しについて検討します。

## ○該当する路線

国道4号、主要地方道亶理大河原川崎線、主要地方道白石柴田線、一般県道蔵王大河原線、一般県道大河原高倉線（国道4号から主要地方道白石柴田線）、一級町道西幹線

表6-3 道路の整備・保全および見直し方針

| 路線名称                      |       | 整備・保全および見直し方針   |   |
|---------------------------|-------|---|---|
| 広域連携軸                     | 国道4号  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道4号を「広域連携軸」と位置づけ、県内外との円滑な連絡を確保するために、既存の交通機能を維持します。</li> </ul>   |   |
|                           | 地域連携軸 | 主要地方道亶理大河原川崎線<br><br>(都) 末広線として都市計画決定している区間   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮城県や柴田町との連携を図りながら、沿道の土地利用を整理し、道路改良を実施可能な区間から段階的に概成済み都市計画道路の拡幅、末広橋の拡幅について検討します。</li> <li>・ JR東北本線との交差部分における道路構造については、高架化した場合と現況の踏切道で交通ネットワーク配分結果に大きな差異はないこと、多大な事業費を要すること、住宅が連続して立地しているため事業の実現性が低いことから、道路構造の見直しを検討します。また、これに伴いJ現道への振り替えを含め幅広い検討を進めます。</li> </ul> |
| (都) 本町大通り線として都市計画決定している区間 |       |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沿道の土地利用を整理し、実施可能な区間から段階的に道路改良を進めます。</li> <li>・ 商店街内を通過しており、車両の停車が見込まれることから、停車帯を確保します。</li> </ul>   |
| (都) 大河原中央線として都市計画決定している区間 |       |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の交通機能を維持します。</li> </ul>  |
| 主要地方道白石柴田線                |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮城県と連携し、狭隘区間の道路改良を推進します。</li> <li>・ 土砂災害警戒区域内に位置する区間については、道路管理者である宮城県との協議を行いながら、迂回路の整備を検討します。</li> </ul> |   |
| 一般県道蔵王大河原線                |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の交通機能を維持するとともに、狭隘区間の拡幅整備を推進します。</li> </ul>   |   |
| 一般県道大河原高倉線                |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の交通機能を維持します。</li> </ul>  |   |

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 一級町道西幹線 | ・既存の交通機能を維持します。 |
|---------|-----------------|

2) 都市幹線道路

- ・主要幹線道路の機能を補完し、本町内または隣接する市町村までの円滑な移動を支える道路を「都市幹線道路」と位置づけます。

○該当する路線

- 一般県道大河原高倉線（主要地方道白石柴田線との重複区間は除く）
- 一般県道大河原停車場線

表6-4 道路の整備・保全および見直し方針

| 路線名称        | 整備・保全および見直し方針   |
|-------------|-----------------|
| 一般県道大河原高倉線  | ・既存の交通機能を維持します。 |
| 一般県道大河原停車場線 | ・既存の交通機能を維持します。 |

3) 地域内幹線道路

- ・主要幹線道路および都市幹線道路の機能を補完し、地域（川西地区、川東地区、金ヶ瀬地区）内の円滑な移動を支える道路を「地域内幹線道路」と位置づけます。
- ・概成済路線および未整備都市計画道路については、「都市計画道路見直しガイドライン（改定版）（平成30年3月宮城県土木部）」に基づき、都市計画道路の廃止も含めた見直しについて検討します。

○該当する路線

- （都）中島東線、（都）東部線、（都）中部幹線、（都）大河原駅北線、（都）東上線、（都）本町大通り線（主要地方道亘理大河原川崎線との重複区間は除く）、（都）大河原駅東線、（都）尾形丁中央線

表6-5 道路の整備・保全および見直し方針

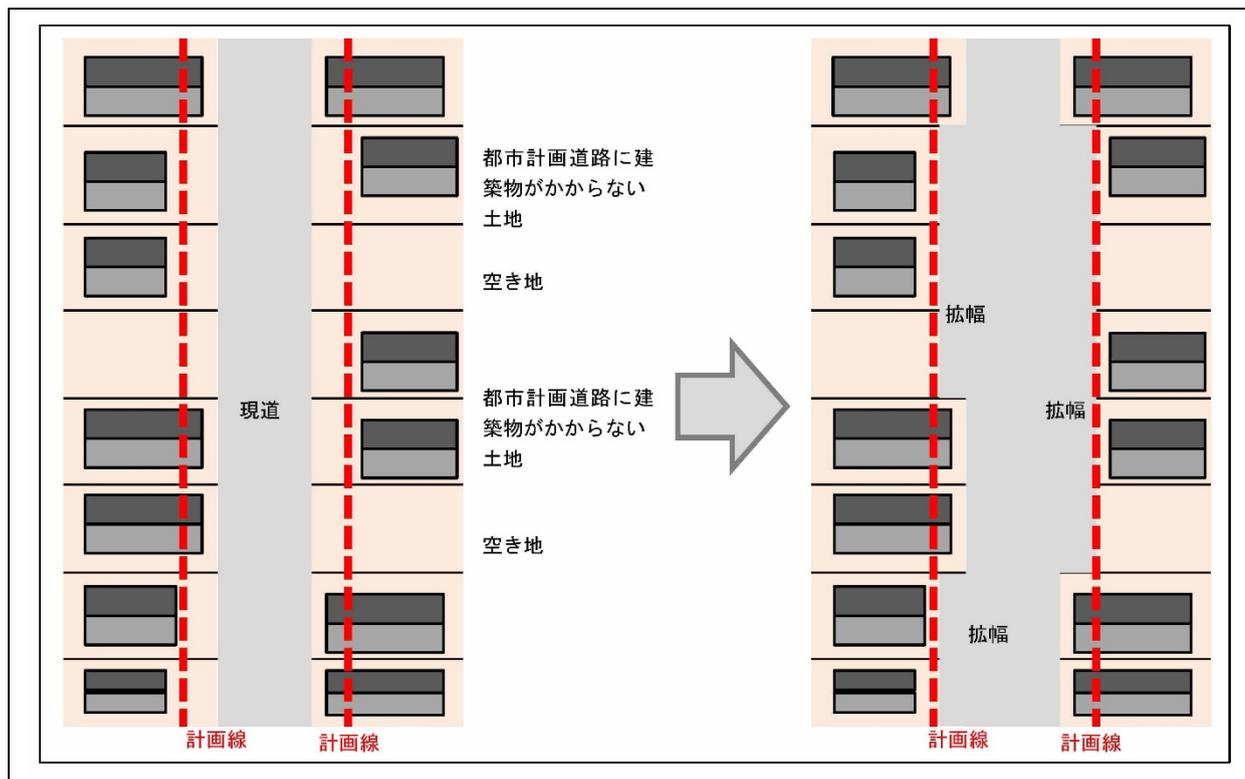
| 路線名称      | 整備・保全および見直し方針   |
|-----------|---|
| （都）中島東線   | ・既存の交通機能を維持します。   |
| （都）東部線    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備済区間については既存の交通機能を維持します。</li> <li>・基点である（都）末広線から（都）大河原中央線までの概成済区間については、他路線により交通需要が満たされていること、現在は住宅地内の区画道路として機能しておりそのための幅員は十分に確保されていること、本路線と連続する尾形丁中央線についても廃止に向けた検討を行うこととしており都市計画決定当初に想定していた道路ネットワークを形成できないこと、沿道に住宅が連続して立地しており事業の実現性が低いことから、都市計画道路の廃止を含めた見直しを検討します。</li> <li>・本路線は柴田町の（都）西住線と連続しており、廃止の検討は柴田町との連携を図りながら行います。</li> </ul> |
| （都）中部幹線   | ・既存の交通機能を維持します。   |
| （都）大河原駅北線 | ・既存の交通機能を維持します。   |
| （都）東上線    | ・既存の交通機能を維持します。   |

| 路線名称       | 整備・保全および見直し方針   |
|------------|---|
| (都) 本町大通り線 | <ul style="list-style-type: none"> <li>沿道の土地利用を整理し、実施可能な区間から段階的に道路改良を進めます。</li> <li>商店街に隣接し、車両の停車が見込まれることから、停車帯を確保します。</li> </ul> |

表6-6 道路の整備・保全および見直し方針

| 路線名称       | 整備・保全および見直し方針  |
|------------|--|
| (都) 大河原駅東線 | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備済み区間については既存の交通機能を維持します。</li> <li>(都) 大河原中央線から終点までの概成済区間については、現在は住宅地内の区画道路として機能しており、幹線道路としての機能は近接する主要地方道互理大河原川崎線によって担保されていること、沿道に住宅が連続して立地しており事業の実現性が低いことから、都市計画道路の廃止を含めた見直しを検討します。</li> </ul> |
| (都) 尾形丁中央線 | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備済み区間については、既存の交通機能を維持します。</li> <li>JR東北本線を横断する未整備区間については、他路線により交通需要が満たされていること、JR東北本線との交差により多大な事業費を有し、事業の実現性が低いことから都市計画道路の廃止を含めた見直しを検討します。</li> </ul>   |
| 川前地区道路（新規） | <ul style="list-style-type: none"> <li>川前地区においては、レクリエーション拠点までのアクセス性を向上させるため、新規道路を整備します。</li> </ul>   |

図6-3 (都) 末広線、(都) 本町大通り線の段階的な道路改良のイメージ



## 4) 生活道路

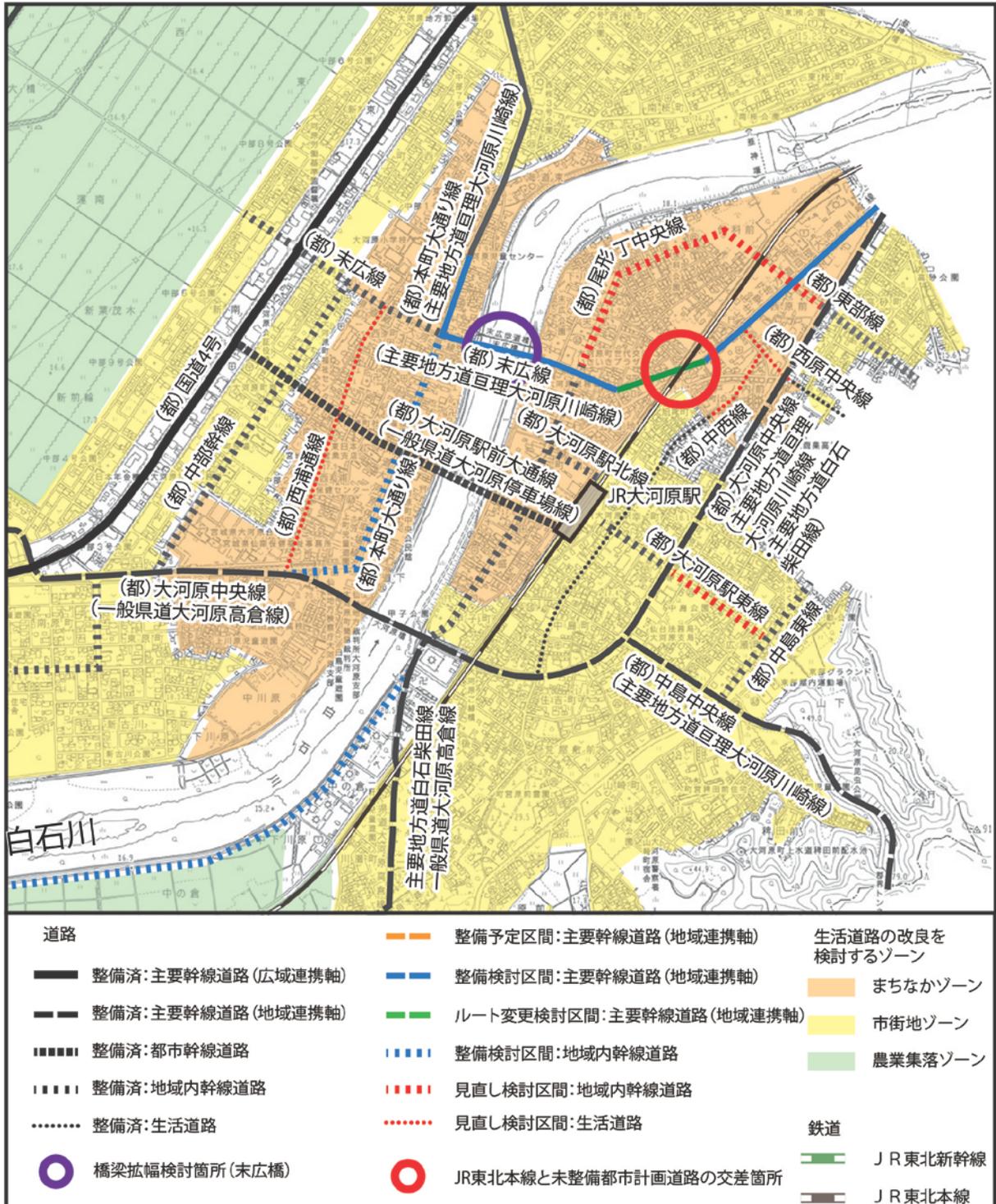
まちなかゾーン、市街地ゾーン、農業集落ゾーンにおいて、狹隘道路の拡幅、隅切整備、歩道整備、降雨時冠水区間等の道路改良を推進し、日常の安全性や災害時の速やかな避難経路を確保します。

表6-7 都市計画道路の整備・保全および見直し方針

| 路線名称      | 整備・保全および見直し方針   |
|-----------|---|
| (都) 西原中央線 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備済み区間については既存の交通機能を維持します。</li> <li>・未整備区間については交通量が少ないこと、ルート上に多くの支障物件が立地すること、既に市街地が形成されていることから、都市計画道路として区画道路を整備する必要性は低いと考えられるため、都市計画道路の廃止を検討します。</li> <li>・本路線は柴田町の(都)新西住線と連続しており、廃止の検討は柴田町との連携を図りながら行います。</li> <li>・本ルートにおいて、道路幅員の狭い区間や隅切が不足している区間については、課題箇所を整理し道路改良について検討します。</li> </ul> |
| (都) 西浦通線  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・概成済み都市計画道路だが、交通量は少ないこと、沿道に住宅が連続して立地しており事業の実現性が低いこと、土地区画整理事業により代替ルートが確保されたことから都市計画道路の廃止を検討します。</li> <li>・本ルートにおいて、道路幅員の狭い区間や隅切が不足している区間については、課題箇所を整理し道路改良について検討します。</li> </ul>   |
| (都) 中西線   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備済み区間については既存の交通機能を維持します。</li> <li>・未整備区間については交通量が少ないこと、ルート上に多くの支障物件が立地すること、既に市街地が形成されていることから都市計画道路として区画道路を整備する必要性は低いと考えられるため、都市計画道路の廃止を検討します。</li> <li>・本ルートにおいて、道路幅員の狭い区間や隅切が不足している区間については、課題箇所を整理し道路改良について検討します。</li> </ul>  |



図6-5 道路整備方針図（拡大図）



## (2) 鉄道

### 1) 鉄道交通

- ・ 関係機関と連携し、既存の交通機能の維持および利便性の向上について検討します。

### 2) 駅前広場

- ・ 駅西側については、既存の交通機能の維持および利便性の向上について検討します。
- ・ 駅東側については、駐車場および駐輪場として暫定利用を行っているところであり、必要性について整理し、駅前広場としてのあり方について検討を行います。

## (3) バス交通

- ・ 関係機関と連携し、大河原駅を中心とした路線バスルートを維持します。
- ・ 路線バス利用圏から大きく離れている地域を中心に、既存のデマンド型乗合タクシーの機能強化について検討します。

#### 4. 公園緑地等の整備方針

##### (1) 都市公園

- ・都市公園およびそれに順ずる空間の合計値が都市公園法施行令第1条の2で規定されている「住民1人当たり10㎡以上」となるよう公園整備を検討するとともに、空き地を活用した公共空地の確保を検討します。また、住民意向を踏まえた整備と適正な維持管理を図ります。
- ・都市公園内への災害時に活用可能な備蓄倉庫の設置を検討します。
- ・都市計画決定当初から周辺市街地の状況が大きく変化している公園については、設置位置や規模について見直しを検討します。
- ・町全体の公園面積、公園分布を再整理し、都市計画公園が不足する地区に位置するその他公園や児童遊園については、都市計画決定を行い都市公園として施設の整備や維持管理を推進します。
- ・維持管理推進の結果、基準に適合しない施設については更新を図ります。
- ・本町の中核的な公園である大河原公園については、住民意向調査結果に留意し、スポーツ施設をはじめとした施設の再整備と適正な維持管理を図ります。
- ・平成13年より地元の活動として「仙台吉野」という桜を植えており、他市町から人が訪れている大河原南公園では、新たな地域の魅力としてのPRの推進や維持管理・魅力向上のための整備を検討します。
- ・白石川公園、白石川河川公園については、住民意向調査結果に留意し、河川管理者との協議を行いながら機能強化と適正な維持管理を図ります。また、白石川河川公園においては親水空間の強化を検討します。

表6-7 公園の整備状況

| 公園種別   |        | 面積<br>(ha) | 箇所<br>数 | 備考                           |
|--------|--------|------------|---------|------------------------------|
| 都市計画公園 | 街区公園   | 6.34       | 26      |                              |
|        | 近隣公園   | 2.70       | 1       | 大河原南公園（供用開始前）                |
|        | 地区公園   | 5.40       | 1       | 大河原公園                        |
|        | 小計     | 14.44      | 28      | 6.07㎡/人（平成27年国勢調査結果：23,798人） |
| その他公園  | 都市公園   | 3.58       | 11      |                              |
|        | 白石川河川敷 | 3.04       | 2       | 白石川公園、白石川河川公園                |
|        | 小計     | 6.62       | 13      |                              |
| 公園計    |        | 21.06      | 39      | 8.85㎡/人                      |

##### (2) 白石川河川敷の有効活用

- ・水と桜のレクリエーション軸を強化するために、白石川右岸（川前地区）においては住民意向を踏まえ河川敷をレクリエーション空間、新たな親水空間として整備します。
- ・河川堤防天端や河川敷空間を活用し、白石川を縦断するサイクリングロード等の整備を検討します。
- ・白石川の水面と桜並木を前景とした景観が特徴的な葦神堰については、景観の魅力を高めるための空間整備を検討します。

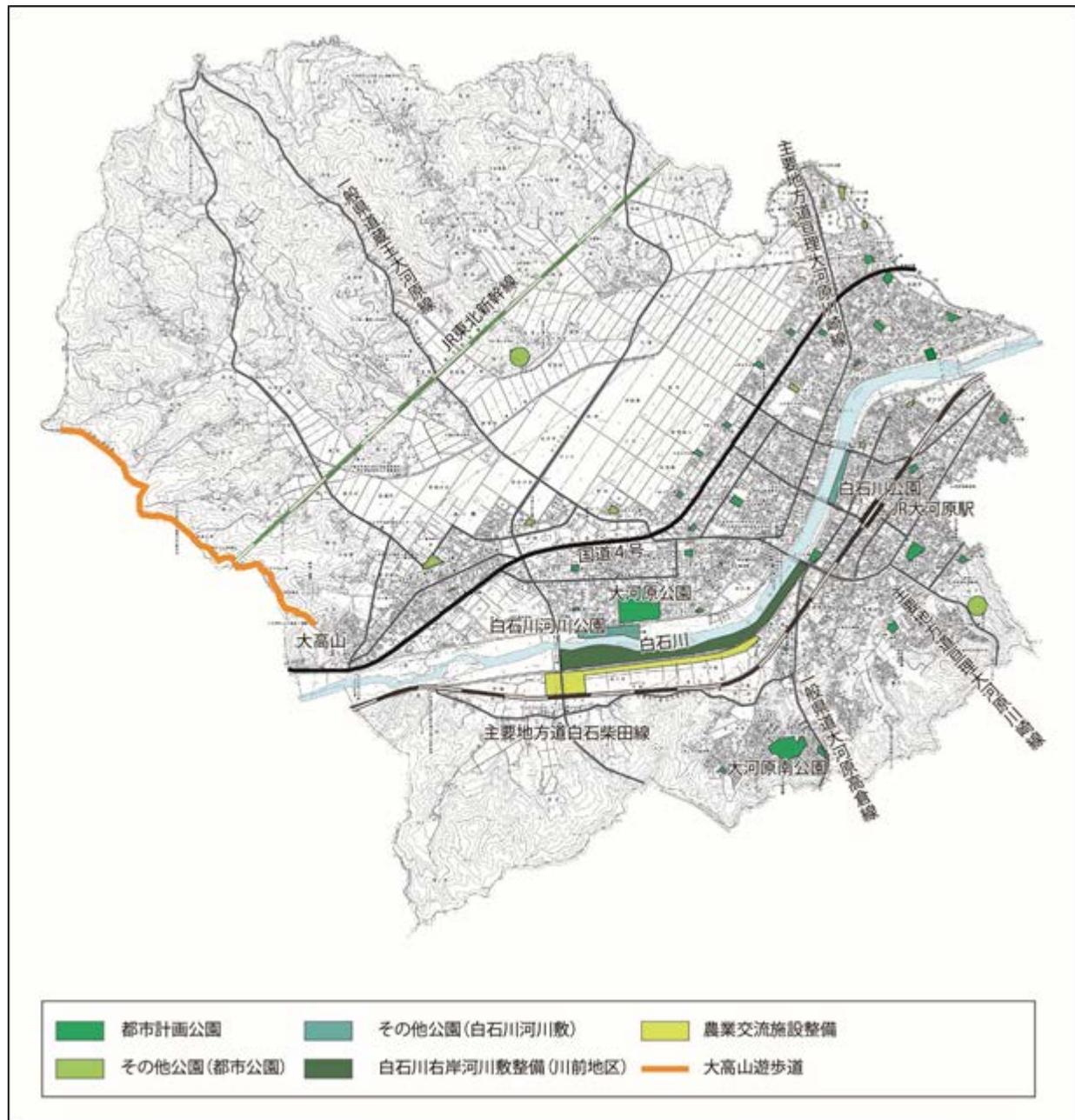
### (3) 河川と一体となった農業交流施設

- ・川前地区においては、白石川右岸河川敷整備と連携し、河川景観と田園景観が一体となった景観の魅力を活用した農業交流施設の整備を検討します。

### (4) 森林の有効活用

- ・大高山神社を基点とする大高山遊歩道については、地域住民からの利用ニーズが高まっていることから、散策路の適正な維持管理や機能強化、散策路としての魅力を高める整備について検討します。
- ・上大谷地区においては、農地や里山景観を活かした空間づくりについて検討します。

図6-6 公園緑地等整備方針図



## 5. 上下水道・河川の整備方針

### (1) 上下水道

- ・ 上水道については、平成27年時点で普及率が99%とほぼ全戸に対して給水していることから、既存の上水道施設の適正な維持管理に努めます。
- ・ 汚水処理については、平成27年時点で95.0%となっている下水道計画区域内における水洗化率を更に向上させるために、施設整備の推進と適正な維持管理に努めます。
- ・ 雨水処理については、下水道計画区域内における施設整備を推進します。

### (2) 河川

- ・ 水害防止のため、治水や利水の機能が十分に発揮されるよう、河川の維持管理に努めます。
- ・ 雑木の撤去、川底のしゅんせつ等により防災面の強化を図ります。
- ・ 大河原公園、白石川公園、白石川河川公園、川前地区を結ぶサイクリングロードや歩行者路の設置および機能強化について検討します。
- ・ 一目千本桜の保全・保護を行い、良好な景観の形成に努めます。

図6-7 一目千本桜と平行する歩行者空間



## 6. 都市環境・景観形成の方針

### (1) 都市環境の形成方針

#### 1) 自然環境の保全

- ・自然環境ゾーンのまとまった緑地や白石川は、農業用排水路等の水辺環境の保全を図るとともに、生物多様性に配慮した都市づくりを行います。

#### 2) 都市環境形成の方針

- ・市街地内の低・未利用地の有効活用を図ることで、既存施設を有効活用するとともに、市街地の拡大を抑制し、環境負荷の小さい都市づくりを実現します。
- ・「都市核拠点」に各種行政機能等を集約するとともに、「地域生活拠点」に各種生活サービス機能の充実を図り、コミュニティ機能を集約することで、地域内で公共交通を活用しながら歩いて暮らせる都市づくりを推進します。
- ・上水道の安定供給や公共下水道の整備推進による適切な汚水処理により、河川・水路環境の保全を図るとともに、適正なごみ処理システムの運用により、良好な都市環境を形成します。

### (2) 景観形成の方針

- ・仙南地域広域景観計画との整合を図りながら、景観形成の方針を整理します。
- ・仙南地域広域景観計画では、蔵王が形成する自然景観や生業景観、蔵王の恵みである白石川やそれを活用した河川敷景観が、広域圏における重要な景観であることが整理されています。これを踏まえ、本町では蔵王への眺望景観の保全や白石川の景観形成を図ります。
- ・同時に、本町独自の景観である旧奥州街道の名残を残す歴史的な街並み景観や、市街地内の景観、沿道景観および自然景観についても、景観に配慮した都市づくりを推進します。

#### 1) 蔵王連峰を背景にした景観の保全

- ・本町のほぼ全域から見ることができ蔵王連峰は、河川景観や市街地景観、田園景観と一体となり美しい景観を創り出しています。蔵王連峰への眺望景観を確保するために、建築物の高さは眺望を阻害しないよう配慮するとともに、街路樹についても視線を阻害しないよう適正な維持管理を推進します。なお、大規模建築物の集約立地が想定される金ヶ瀬川根工業団地については、建築物の高さへの配慮は企業立地を阻害する要因となることが想定されるため、高さの配慮とは異なる手法について検討します。

#### 2) 河川景観

- ・白石川の水面と一目千本桜が一体となった河川景観は、本町のシンボルとして、広く町民にも愛されています。この景観を維持し、その魅力を高めるために河川空間の適正な維持管理を推進するとともに、特に魅力的な場所については景観整備を行います。
- ・白石川河川敷については、河川堤防や河川敷を活用したサイクリングロード等の整備と併せて、線的な景観づくりについても検討します。

### 3) 歴史的景観

- ・旧奥州街道は、町の歴史を今に伝える重要な景観資源です。旧奥州街道が横断するまちなかゾーンにおいては、道路舗装や道路構造物等の改修にあたりその歴史に配慮した景観整備を行うとともに、沿道建築物については景観に配慮したルール設定を検討します。
- ・大高山神社の斜面に植樹されている多くの桜は、金ヶ瀬地区において重要な景観を形成しており、地域住民からも愛されています。この景観の魅力を損なわないよう、周辺における公共施設の改修時には景観に配慮します。また、多くの人々が来訪しやすいよう、JR大河原駅前等主要な場所からのアクセス方法や駐車場位置についての周知を検討します。

### 4) 市街地・道路景観

- ・公共交通の中心となるJR大河原駅前や、人が集まる町役場・商店街周辺においては、にぎわいの創出に配慮した景観づくりを進めるとともに、にぎわい交流施設、駅前コミュニティセンター、金ヶ瀬公民館をはじめとしたコミュニティ施設周辺の屋外空間についても景観整備を検討します。
- ・国道4号をはじめとした幹線道路については、多くの町民が利用し町外からの来訪者の利用が見込まれることから、街路樹の適正な維持管理を進めるとともに、今後設置される屋外広告物のルール設定や分かりやすい案内標識の設置等により、魅力的な道路景観づくりを進めます。
- ・住宅地内においては、地域住民が実施している花いっぱい運動への支援を推進します。
- ・金ヶ瀬川根工業団地においては、緑化等の景観へ配慮した取り組みについて検討します。

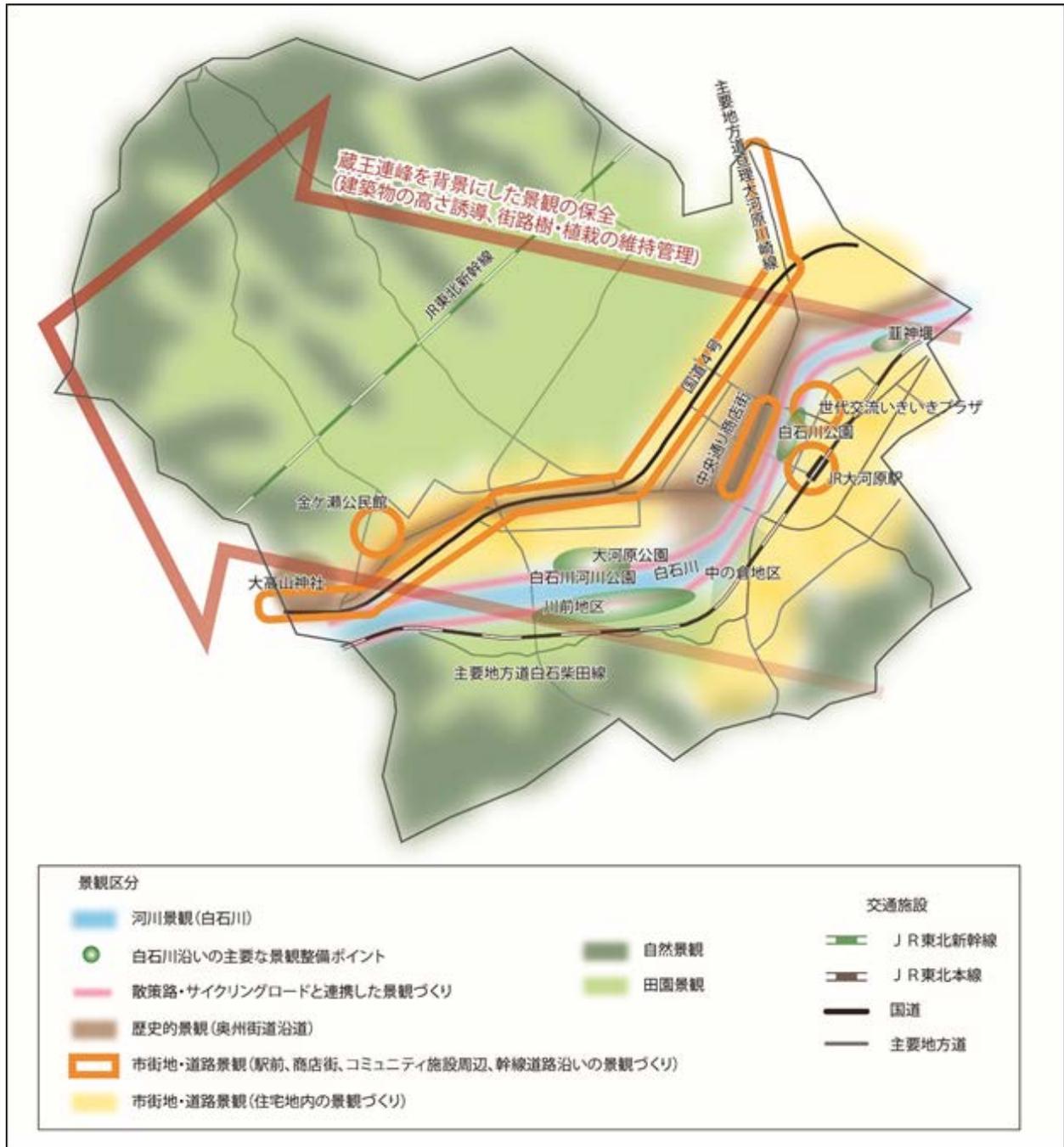
### 5) 自然景観

- ・白石川の流れにより形成された平野とそれを取り囲む南北の丘陵地による地形は、本町の景観を特徴付ける重要な要素となっているため、土地造成を必要最小限に抑えるよう誘導します。
- ・自然環境ゾーンは、居住地や田園景観の背景として、また、蔵王連峰への眺望景観の前景として重要な景観要素となっているため、丘陵地の緑の保全を図ります。

### 6) 田園景観

- ・金ヶ瀬・新開地区の広がりのある水田は、背景となる緑や蔵王連峰と一体となった美しい田園景観を形成していることから、稲作の維持を図るとともに、集落道路の工作物整備等の際には周辺景観に配慮します。
- ・川前地区の水田は、白石川の水面や一目千本桜と共に美しい景観を形成しているため、農地の保全を図りつつ、その魅力を活用したレクリエーション空間や施設の整備を進めます。

図6-8 景観形成方針図



主要な景観(左から葦神堰、桜並木と屋形船、大高山神社の桜、新開地区の田園と蔵王)

7. 都市防災の方針

- ・大河原町地域防災計画に基づき、都市防災を進めていくにあたっての都市づくりや都市施設整備に係る方針を整理します。

## (1) 風水害対策

### 1) 浸水時避難

- ・水害時の速やかな避難を実現するために、狭隘道路の拡幅等道路改良を行います。また、想定避難ルートの設定およびそれに基づいた優先的な道路拡幅や、避難誘導サインの設置を検討します。
- ・平野部を中心に浸水想定区域が広範囲に及び、浸水区域外までの避難に時間を要することとなります。そのため、水害時の避難場所について、見直しを行います。

### 2) 河川管理施設等の災害予防

- ・白石川については、河川管理者に要請し、各施設の点検要領に基づいた安全点検の実施、必要な補修、改修等を計画的に実施します。

### 3) 市街地等の雨水排水整備計画

- ・浸水等による災害を防止するために、公共下水道事業の整備を推進します。

## (2) 土砂災害予防対策

### 1) 土砂災害危険箇所の防災工事

- ・把握した危険箇所については、既存の法規制に従い県との連携を図りながら、防災工事の推進に努めます。

## (3) 雪害予防対策

### 1) 雪害に強い都市づくり

- ・幹線道路を中心に、あらかじめ除雪を優先する道路を定め、速やかな道路機能確保を図ります。

## (4) 市街地の防災対策

- ・災害時に機能する避難路の整備を推進します。特に、狭隘道路が多く河川に隣接するまちなかゾーンにおいては、優先的な整備を検討します。
- ・都市公園については、避難場所、防災活動拠点としての役割を果たすために必要な備蓄倉庫、防災トイレ等の設置を検討します。

**(5) 公共建築物及び防災基幹施設の堅牢化・安全化****1) 公共施設等**

- ・学校、公民館、公共住宅等の公共施設のうち、防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努めます。

**2) 防災基幹施設**

- ・町役場庁舎、消防・警察等の防災関係機関の施設、医療機関等の防災基幹施設については、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることから、施設機能の維持・保持を図ります。

**(6) 建築密集市街地の火災対策**

- ・まちなかゾーンを中心とした住宅等建築物の密集地域では、火災の拡大による大火災を防ぐため、延焼防止及び緊急車両の移動経路確保のため狭隘道路の拡幅整備を図ります。
- ・市街地内の公園リニューアルや低・未利用地を公共空地として活用する際には、火災発生時の延焼遮断機能を考慮した整備を検討します。

**(7) 上水道施設の安全性強化・強靱化**

- ・災害時における断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とするために、災害履歴や各種水道施設の配置を考慮しながら、施設の改良等に合わせて計画的な整備を進めます。
- ・緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池及び管路等の耐震化を計画的に推進します。

**(8) 下水道（污水）施設計画**

- ・下水処理場の機能を確保するために、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良及び更新を計画的に進めます。

**(9) 防災拠点等の整備**

- ・災害時の活動を円滑に行うため、都市計画公園、庁舎、学校等のオープンスペースを活用した災害救助活動空間の整備に努めます。

### (10) 空き家対策

- ・管理が不十分な空き家は、経年による崩壊や管理者不在による不法占拠等が懸念されるため、安全性や防犯の観点から所有者等に対する指導・助言や家屋解体等の代執行により、空き家の適正管理や除去の促進に努めます。

### (11) 各種長寿命化計画の検討

- ・避難経路となる道路や橋梁、災害時避難場所、活動拠点となる各種公共施設については、適切な維持管理に努めます。

### (12) 地震対策

#### 1) 基本的な考え方

- ・地震は、揺れによる災害だけでなく、土砂災害や火災等による複合的な災害であるといえます。また、電気、ガス、水道等各種ライフラインが同時に機能不全に陥ることが想定されます。よって、揺れに対する対策を講じるとともに、これまでに挙げた対策を包括的に推進していくことが地震に強い都市づくりに繋がります。

#### 2) 地震に強い都市構造の形成

- ・避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市計画公園、河川等の都市骨格を形成する施設については、機能維持を図り、市街地内の低・未利用地の公共空地としての活用や狭隘道路の拡幅等による避難経路の確保及び火災に強い市街地を形成します。また、土砂災害によって機能不全に陥る可能性がある道路については、土砂災害の影響を受けない代替ルート of 確保を検討します。

#### 3) 建築物の耐震化

- ・一般住宅等の民間建築物に対しては、新築・増築・改築時等に建築物の耐震化を誘導するよう努めるとともに、耐震診断や改修を促進するよう努めます。
- ・公共建築物についても、避難場所や防災活動拠点となる施設を中心に、耐震化を促進します。

